

明和町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(議決すべき事件)</p> <p>第2条 <u>議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止に関すること。</u></p> <p>(2) <u>本町における総合的かつ計画的な町政運営を図るための計画を定めるために必要な基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。</u></p>	<p>(議決すべき事件)</p> <p>第2条 <u>町長は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号）に規定する定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更すること、又は同協定の廃止を求める旨の通告を決定することについて、議会の議決を経なければならない。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。